

卒業認定に関する方針

(目 的)

1. 教育基本法及び学校教育法に基づき、法律及び行政並びにこれらのビジネスに関する教育を施し、人格の陶冶を行い、もって有為な産業人を育成することを目的とする。

(卒 業)

1. 卒業の認定は、各学科の修業年限以上在学して、下記に定める授業時数以上履修し、かつ下記に定めるところにより授業時数および単位数の修得をし、卒業審査に合格した者について、最終学年の終わりに校長が行う。
 - (1) 法律行政学科2年制 1, 729時間(64単位)
 - (2) 法律行政学科1年制 864時間(36単位)
2. 前項において、卒業を認められる者のうち、文部科学大臣が認める、文化教養専門課程法律行政学科2年制を修了した者については、専門士(文化教養専門課程)の称号を授与する。
3. 卒業が認定された者には、卒業証書を授与する。